

高校教育課における取組について

平成31年2月14日
教育庁高校教育課

1 子ども・若者に対する教育や啓発活動に関する取組

(1) SOSの出し方教育に係る取組

イ マナーアップフォーラムの開催

- 望ましい人間関係の在り方に係るワークショップを通して、高校生同士が意見を交わし話し合うことで、いじめ問題等に対する課題意識を持ち、すべての高校生にとってよりよい学校生活を送るために大切なことを考え、各校におけるホームルーム活動や生徒会活動の充実等に資する
- 県内公立高等学校代表生徒が集まり、テーマを設定して、ワークショップを実施する
- 平成29年度には、ワークショップのテーマを「自分が困っているときのSOSの出し方と困っている友だちとの関わり方～SOSに気づき、ひとりぼっちにしないために～」として、SOSの出し方教育について考えた

ロ 児童生徒の自殺予防に関する普及協議会（文科省，県）

- 文科省が主催で、教員、指導主事等を対象に、全国ブロックごとに年1回開催する協議会で、自死予防の有識者による講話、自死予防対策に係る行政説明を行う
- 平成31年度は、県単で実施する予定

(2) 特別活動（学校行事）における講演会や研修会の実施

- 県警犯罪被害者支援室と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」を行い、犯罪被害者等を地域社会全体で支えるための社会的気運を高め、生徒が生命の大切さを学び、犯罪のない社会づくりを目指し、規範意識の向上を図る

2 子ども・若者の周囲の大人に対する理解の促進に関する取組

(1) 相談体制の確立

イ スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）による相談体制の充実

- 家庭や地域社会等の環境の変化は、生徒の心の成長に対して多様な影響を与え、深刻さを増している。このような状況において、各学校の生徒・保護者等の相談に対応するために、SCを全県立高校に配置する。また、外部機関と連携し環境改善に取り組み、生徒の抱える不安や悩みの解消を図るため、学校の実情に応じて、SSWを配置する
- SCについては、全県立高校（72校）に通常配置するほか、生徒に係る突発的な事故等の緊急時などに学校へ派遣する緊急派遣、被災地域等でニーズの高い学校へ加配して配置する特別配置を行う。また、SSWについては、学校の実情に応じて県立高校（33校）に配置するほか、配置校以外の学校にも要請に応じて派遣する

ロ 総合教育センター（りんくるみやぎ）における電話相談、来所相談の充実

- 県総合教育センター内に不登校・発達支援相談室を設置し、臨床心理士等の専門の相談員による電話・来所相談を行い、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図る

(2) 今後の方向性

イ SNS等を活用した相談体制

ロ 精神保健研修会の実施